

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 平成27年12月24日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
1	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和32年法律第167号)	平成26年11月25日	○	平成29年	5年	平成22年附則第6条(平成24年施行)において、「施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え」ることとされている。
2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号)	平成28年4月1日	○	(※)	-	(※)平成24年附則第97条において、「施行の状況を勘案して速やかに検討を加え」ることとされている。
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

- 注1 :この表は、一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しを推進するために、規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等を一覧にして公表することを目的としています。
- 注2 :「見直し年度」の欄に記載された年度は見直しの必要性の検討を含む見直し実施年度を意味するものであり、検討の結果、現行制度・運用を維持する場合があります。
- 注3 :「見直し年度」・「見直し周期」については、以後の社会経済情勢の変化により、当初設定された年度・周期を適時見直す場合があります。
- 注4 :「見直し年度」前に具体的ニーズ等に基づく見直し要望が生じた場合は、上記の「見直し周期」とは別に、都度、見直しの必要性を検討します。